

デルタ

交通費支給のルール

①交通費は原則として申請されている住居から会社までの最安ルート分の支給となる

*最安ルートとは、Google マップで自宅住所と店舗の経路を検索し、複数経路のうち最安値の経路

*会社で妥当と認められる場合は最安ルート以外の選択が可能となる

例) 最安ルートだと時間が大幅に変わる (1.5 倍以上増える)、徒歩での移動距離が 0.5km 以上増える (あくまで目安)

②公共交通機関の利用は店舗から自宅の距離が 1km 以上離れている場合に限る

③ 実際の通勤実績に即した支給とする

④ 交通費は最大月 2 万円までの支給とする

⑤ 通勤に関して定期の方が安くなる場合は定期券費補助とする

⑥事情がある場合都度申請が可能である

例)

悪天候のため自転車ではなくバスで通勤した

怪我をしたので徒歩区間が短いルートを利用した

⑦引っ越しなどにより交通費が変わる場合は事前に申請をする

*後申請は認められない場合がある

⑧自家用車・バイク通勤においては、事前に別途申請書の提出が必要。交通費は車とバイクの平均燃費×申請時のガソリン代×往復通勤距離 (km) で交通費を支給する。なお、車においてはコインパーキングを利用した場合は、コインパーキングの領収書提出でその代金を支払う。

⑨不正受給が発覚した場合は、受給分を返還のち、解雇、減給、出勤停止などの処分になる場合がある